

郡山市告示第202号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により工場その他の事業場(以下単に事業場という)における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域並びに同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準、特定悪臭物質を含む気体の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準及び特定悪臭物質を含む排出水の事業場の敷地外における規制基準を次のとおり定め、平成9年4月1日から施行する。

その関係図面は、郡山市公害対策センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成9年3月26日

郡山市長 藤森 英二

1 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域

区域の区分	規制地域
A区域	1 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び近隣商業地域 2 富久山町久保田の区域のうち、宇本木の区域、宇我妻及び宇岡ノ城の区域(JR東北本線軌道用地東側境界線以東の区域に限る。)並びに宇前田、字深田及び宇釜沼の区域(JR磐越東線軌道用地西側境界線以西の区域に限る。) 富久山町福原の区域のうち、字塩島、宇前物打、字五斗蒔田、字明神、字大師前、字大塚、字大南、字道ノ窪、字東苗内、字八斗蒔田及び字中ノ内の区域、字水穴、字長沼、字陣場及び字上台の区域(JR磐越東線軌道用地北側境界線以北の区域に限る。)並びに字鳴伊賀、字三斗蒔田、字水尾沢及び字境田の区域(JR東北本線軌道用地東側境界線以東の区域に限る。)
B区域	商業地域及び準工業地域
C区域	工業地域(A区域の2に掲げる区域を除く。)及び工業専用地域

備考

この表において「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法(昭和43年法律100号)第8条第1項の規定により同項第1号に掲げる地域として定められた地域をいう

## 2 規制基準

(1)特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 (単位ppm)

区域の区分 特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

(2)特定悪臭物質を含む気体の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則 (昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出して得た流量とする (メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸及びイソ吉草酸を除く。 )。

(3)特定悪臭物質を含む排水の事業所の敷地外における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度とする (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。 )。ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排水量中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム 未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。